



豊島区母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金事業のご案内

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、就労に有利な資格取得を目指し学校で勉強する際に、生活の負担を減らすための費用（高等職業訓練促進給付金）、及びカリキュラム修了後に一時金（修了支援給付金）を支給します。

受給要件

次のすべてを満たしている方

- ・豊島区に住所があり、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
（申請時点で児童扶養手当と同等の所得水準を超えてから1年以内の方も対象）
- ・6か月以上の修業の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金事業の他、同様の制度を受けていない方
- ・趣旨を同じくする給付を受けていないこと
（例：教育訓練支援給付金、訓練延長給付金、職業訓練受講給付金）

対象となる資格

以下の雇用保険制度の指定講座で、訓練期間が6か月以上の資格

- ・専門実践教育訓練給付
- ・特定一般教育訓練給付
- ・一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る）

*上記指定講座は、インターネット上の「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」にて指定講座かどうかの確認ができます。

対象資格の例…

- ・看護師（准看護師含む） ・理学療法士 ・作業療法士 ・保育士 ・介護福祉士 ・保健師
- ・助産師 ・美容師 ・理容師 ・歯科衛生士 ・鍼灸マッサージ師 ・社会福祉士 ・調理師
- ・LPI 認定資格 ・シスコシステムズ認定資格 他

※上記に記載されていない資格でも該当になる場合がありますので、ご相談ください。

支給額

【訓練促進費】修業する期間（上限4年）支給

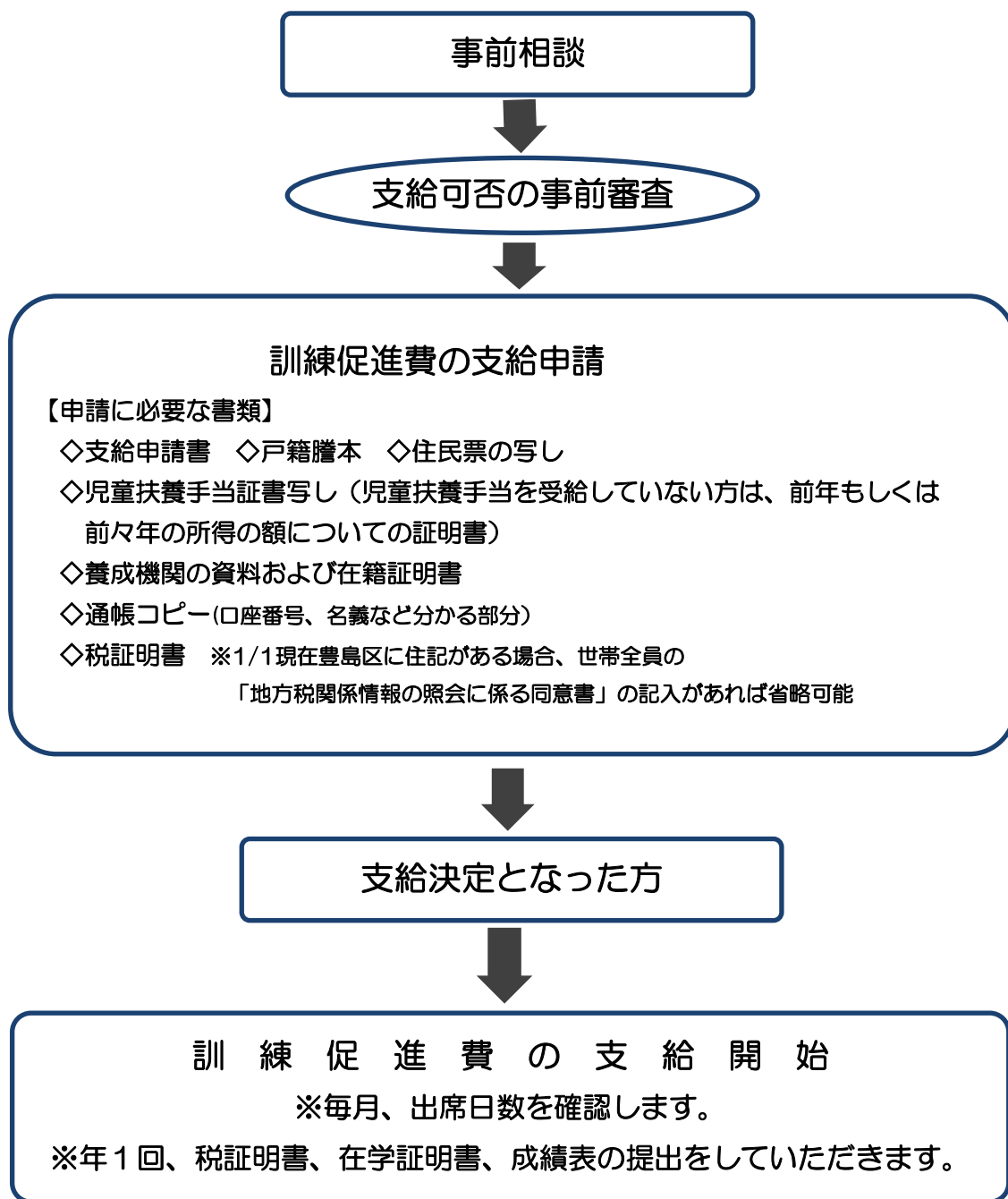
- * 区市町村民税非課税世帯 月額 100,000円
 - * " 課税世帯 月額 70,500円
- （最終学年の最後の12ヶ月は4万円の加算あり）

【修了支援給付金】カリキュラム修了後

- * 区市町村民税非課税世帯 50,000円
- * " 課税世帯 25,000円



【申請の流れ】



お問い合わせ先：豊島区役所 子育て支援課
ひとり親・女性相談グループ
電話：03-3981-2119